

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

## 議案名

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

国に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。本改正は、令和8年4月1日以降に適用する改正部分の改正を行うものです。

## 概要

### 1 月例給与水準を適切に確保するための改正

最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当として、初任給調整手当を支給するものです。

### 2 通勤手当に係る改正

通勤手当の距離区分について、現行は5kmごとの距離区分により手当額を定めており、上限は「60km以上」としていますが、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、令和8年4月から上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について、5km刻みで新たな距離区分を設けるものです。

条例では通勤手当の上限額を変更し、距離区分及び通勤手当額については、規則により規定します。

### 3 水道局職員への適用

上記の改正内容を、地方公営企業法の適用を受ける水道局職員にも同様に適用します。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

国においては、令和7年8月9日に人事院勧告が行われ、これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第219回国会(臨時会)に提出され、令和7年12月16日に可決されました。

本市においては、令和7年度中に適用となる改正については、令和7年12月議会でご議決いただいたおり、本条例案は、令和8年4月1日以降に適用となる改正点について改正しようとするものです。

また、地方公営企業法の適用を受ける水道局職員においては、一般職の職員の改正に準じた改正を行っていることから、同様に改正しようとするものです。

なお、国においては、令和8年4月から、通勤時における駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されますが、本市においては、国における運用の状況や県内他市の動向等も踏まえ、今後、検討してまいります。